

浦幌町留真温泉設指定管理者候補者の選定結果について

浦幌町留真温泉の指定管理者候補者の選定にあたり、浦幌町留真温泉指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請事業者から提出された申請書類の審査及び聞き取り調査等により審議を行い、審査結果を浦幌町長へ報告しました。浦幌町は、その結果を踏まえ、次のとおり指定管理者候補者を選定しました。

1 指定管理者候補者

- (1) 団体名：株式会社共立メンテナンス札幌支店
- (2) 所在地：札幌市中央区南1条東3丁目11-9
- (3) 代表者：支店長 轟 健太郎

2 選定理由

選定に当たって、選定基準に従い23項目を評価したところ、1,924点で最低基準である1,500点を上回ったため、指定管理者の候補者として選定しました。

選定の基準	審査基準		配点	候補者
	項目	視点		
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること（指定手続条例第4条第1号）	施設の管理運営の基本的な考え方	指定管理業務全般を通じた団体の運営方針・理念、考え方は適切か	100	80
		施設の管理運営に対する意欲が感じられるか	50	39
	利用者の平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保されているか	100	76
	利用者の利用促進やサービス向上に向けた取組	利用促進や満足度向上への取組内容は適切か	150	120
		利用促進への営業・広報活動の取組は適切か	200	140
		利用者の意見の把握・反映の内容は適切か	150	111
	利用料金制の考え方	利用料金制に関する理解や考え方は適切か	100	78
利用料金や減免基準の設定は適切か		100	70	
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続条例第4条第2号）	施設の役割	施設が果たすべき役割を理解し、施設の管理運営に活かす能力を有しているか	100	80
		関係団体等との連携・協働した事業展開（利用促進や地域活性化）の取組は適切か	100	74
		指定管理者制度を理解し、地域への貢献に関する考え方や取組は適切か	100	82
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること（指定手続条例第4条第3号）	施設の適切な維持及び管理	施設の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方や取組は適切か	100	80
	施設の管理運営に係る経費	収支計画・積算は適切か	100	76
		経費節減に向けた取組は適切か	100	76
公の施設の管理を安定して行う	職員採用	職員の採用・確保の方策は適切か	100	70

人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続条例第4条第4号）	人材育成	職員の研修内容・計画は適切か	100	78
	職員配置	組織や職員の配置の考え方は適切か	100	74
		業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容は適切か	50	36
	これまでの実績	類似の業務を行う施設等での管理実績を有しているか	100	86
	財政的な能力	団体の財務状況は健全か	100	90
浦幌町が特に定める事項（指定手続条例第4条第5号）	個人情報の保護	個人情報保護についての考え方、管理体制、職員への研修内容等は適切か	100	76
	事故防止等安全管理	利用者の事故防止策、防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制は適切か	100	68
	自主事業等	民間の利点や発想を活かした企画・提案が行われているか	200	164
合 計			2,500	1,924

4 指定管理料（令和2年度～4年度）

63,090,000円

5 指定管理者指定期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

6 指定管理者候補者選定の経過

(1) 選定委員会委員

委員長：浦幌町副町長

委員：識見者3名、利用者代表3名、町職員3名

(2) 選定の経過

令和元年8月7日 第1回選定委員会

- ・選定基準表の非開示について
- ・現指定管理者の実績について
- ・浦幌町留真温泉指定管理者募集要項等について

令和元年9月3日 募集要項等の配布開始（第1回目）

令和元年10月28日 受付期間内に応募が無かったため、募集要項を一部変更し再公募

- ①指定管理期間を5年間から3年間に変更
- ②指定管理料の上限額を105,150千円から63,090千円に変更
(期間の変更に伴うものであり、単年度の金額変更はなし)
- ③再公募に係る受付期間の変更

令和元年11月15日 申請関係書類の提出期限

令和元年11月18日 第2回選定委員会

- ・申請結果について（報告）
- ・応募者からの提案内容説明及び質疑応答
- ・選定に向けた評価
- ・候補者の選定